

国保税の課税額を改定

国民健康保険課管理課担当

☎224-5833

課税限度額改定

医療費の増加に対応するため、平成22年度から、国民健康保険(国保)税の医療保険分を四十七万円(従前四十一万円)、介護保険分を十万円(従前七万円)に改定しました。

ただし、急激な増加を抑制するため、同22年度分の課税限度額は、医療保険分を四十四万円、介護保険分を八万円とします。

非自発的な離職者に対する軽減

平成21年4月以後、解雇や倒産など非自発的な理由により会社を退職し、雇用保険を受給された国保加入

者は、同22年度の国保税が軽減される場合があります。雇用保険受給資格者証を持参し、国民健康保険課(本庁舎二階)に届け出てください。

均等割額の軽減割合の変更

所得が一定基準以下の国保加入世帯に対する均等割額の軽減割合を変更し、負担の軽減を図りました。

世帯所得が三十三万円以下〓七割(従前六割)軽減

世帯所得が、三十三万円+二十四万円×世帯主を除く国民健康保険加入者等の数)以下〓五割(従前四割)軽減

世帯所得が、三十三万円+三十五万円×国民健康保険加入者等の数)以下〓二割(従前軽減無し)軽減
*世帯所得とは、世帯主と国保加入

こども医療費 通院助成を小3まで拡大

医療助成課 ☎224-5842

7月1日から、一部内容を変更

通院について

対象年齢を、小学校就学前までから、小学3年生(9歳になって最初に迎える3月末日)までに拡大します。

入院について

入院にかかる費用のうち、食事代の助成を廃止します。

市では、子供たちが健康で元気に育つことを願い、医療費の一部を助成しています。対象は、市内に住所があり、健康保険に加入している子供です。医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合、保護者からの申請が必要です。診療月から5年経過した医療費の申請はできません。

世帯員の所得合計です。

鶴ヶ島駅にエレベーター

都市交通政策課 ☎224-5519



鶴ヶ島駅西・東口、上り・下りホームにエレベーターが設置されました。十一人乗り、車いす対応型です。四基の設置により、車いすやベビーカーでの利用が便利になりました。

路上喫煙の防止について

資源循環推進課 ☎239-6267

市では、「川越市路上喫煙の防止

に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の用に供されている場所)で路上喫煙をしないように努めなければなりません。

左の図の「路上喫煙禁止地区」内の路上喫煙をした場合は、過料二千円の罰則規定が適用されます。

立っている場合、たばこを持つ手は、子供や車いすを使用する人の顔と同じ高さです。歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の危険もあります。さらに、副流煙は、周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、ちらしなどによる指導・啓発を行っています。路上喫煙はやめましょう。



生ごみ処理機の購入費補助

資源循環推進課 ☎239-6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。先着順で受け付けし、定数になりしだい終了します。購入前に申請が必要です。

①コンポスト容器(生ごみ処理容器) Ⅱ八十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額二千七百円)

②EM容器(室内用バケツ型容器)Ⅱ三十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額千八百円。容器のみ対象)

③電気式生ごみ処理機Ⅱ百三十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額一万八千円。下水管・浄化槽などに接続するディスプレイは、

対象ではありません)

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：一世帯

二基

*すでに①②の二基分の補助を受けている方は、種類が異なっても申請できません。また、③と合わせての

申請や過去五年間に③の補助を受けた方は申請できません。

電気式生ごみ処理機：一世帯一基

*①②と合わせての申請や、過去五年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。

受付期間・申し込み

4月19日(月)～来年2月28日(月)、資源循環推進課(環境プラザ内)
*印鑑が必要です。

協働事業の募集

市民活動支援課 ☎224-5705

協働推進事業制度は、市民の皆さんと市が、それぞれ提案する協働事業を適切に役割分担をして実施することで、「協働」を積極的に推進する制度です。今年度も、市民活動団体等からの提案と、市からの提案に基づく協働事業を実施する市民活動団体等を募集します。

応募できるのは、市内に事務所または活動場所があり公益的な活動を行う、5人以上で構成された市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない)です。

募集期間…5月10日(月)まで

応募方法…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布している応募要項の申請書・提案書に必要事項を明記し、必要書類を添付して同課

*市民活動団体等とは、自治会、老人クラブ、PTA、NPO法人、ボランティア団体、学校、公益法人などです。

*応募要項は、市ホームページからもダウンロードできます。

■提案型協働事業補助金

市が事業費の一部を補助し、協働によるまちづくりを推進します。

対象事業…地域のさまざまな課題を解決するために、市民活動団体等が主体的に取り組む協働事業

補助金額…補助対象経費の2分の1(20万円を上限)

■協働委託事業

市が提案する次の5つの協働委託事業を実施する、市民活動団体等を募集します。

①男女共同参画意識啓発事業(担当課=男女共同参画課)

男女共同参画に関するフォーラム・講座の実施、情報紙の編集。

②イーブンライフ in 川越事業(担当課=男女共同参画課)

男女共同参画社会の実現を図るために、研修会「イーブンライフ」を実施。

③子育て支援事業「つどいの広場」(担当課=保育課)

子育て家庭を対象に、親子が気軽に集い交流を図る機会を提供。

④父親育児講座(担当課=子育て支援課)

父親が子育てにかかわるために、必要なことを学ぶ。

⑤かわごえエコツアー(担当課=環境政策課)

環境への理解を深めるため、市内環境スポット見学などを実施。

対象団体…組織の運営に関する規約などがある▶予算・決算を適正に行っている▶1年以上継続して活動している▶委託事業を的確に遂行できる、市民活動団体等

地域福祉活動補助金がなくなります 福祉推進課 ☎224-5769

同補助金は、平成22年度から提案型協働事業補助金に統合されるため、新規の募集は行いません。